

## 医療ソーシャルワーカー（MSW）勤務・労働条件

令和3年12月

■募集職種	医療ソーシャルワーカー（MSW）（1名）
■身分	会計年度任用職員（フルタイム）
■業務内容	患者相談支援班における医療社会相談支援業務 <input type="radio"/> 療養中の患者等の心理的・社会的・経済的問題に対する相談、調整援助 <input type="radio"/> 各種医療費負担軽減制度の紹介、手続き援助等、医療費の支払いに関する相談支援業務
■募集条件	社会福祉士 <input type="radio"/> パソコンを使用できる方（Word、Excel等） <input type="radio"/> 医療機関での相談業務の経験者なお良し
■雇用期間	<input type="radio"/> 雇用の日から令和4年3月31日まで <input type="radio"/> 年度毎の1年契約 ※原則、令和5年3月31日まで。
■勤務時間	<input type="radio"/> 8：30～17：15 7時間45分（休憩60分） <input type="radio"/> 月21日勤務 <input type="radio"/> 土・日・祝日・年末年始は休み
■給料・手当	<input type="radio"/> 給料 月額 165,900円～195,500円 ※過去の勤務歴により給与額を決定します <input type="radio"/> 時間外勤務手当 有（その他手当等 無） <input type="radio"/> 期末手当 有（6月、12月に支給） <input type="radio"/> 通勤手当 大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程に準じて支給 ※通勤距離が2キロ未満の場合は支給対象外です。 <input type="radio"/> 退職手当 有（6か月以上勤務した職員が対象）
■各種保険	
①社会保険	適用 健康保険・厚生年金保険に加入します。 ・国民健康保険・国民年金の加入者 ・市町村に届け出でください。 ・家族の扶養に入っていた場合 ・家族の会社に届け出でください。
②雇用保険	適用 勤務して1年後に雇用保険から共済組合に切替わります（契約を更新した場合）。
③労災保険	適用
■有給休暇	<input type="radio"/> 年次有給休暇 年間10日 （勤務期間が1年に満たない場合は、年間10日を上限に、勤務月数に応じて段階的に付与） <input type="radio"/> 夏季休暇 3日（6月～11月の間に取得）
その他	<input type="radio"/> 自家用車通勤可（職員駐車場あり） <input type="radio"/> 隣接した保育園があります。 定員に空きがある場合は利用可能です。